

第3期財政再建推進プログラム

平成22年2月
宮 城 県

目 次

| | | |
|--------|---------------------------------|----|
| 1 | 第3期財政再建推進プログラムの役割 | 1 |
| 2 | これまでの行財政改革の取組について | 3 |
| 3 | 宮城県の財政状況について | 6 |
| 4 | 第3期財政再建推進プログラムの目標について | 10 |
| | 計画期間 | 10 |
| | 目標 | 10 |
| | 財政再生団体へ転落した場合に想定される事態について | 11 |
| 5 | 財政健全化のための具体的取組について | 13 |
| | 【A 歳入確保対策】 | 14 |
| | 県債の活用 | 14 |
| | 各種基金の活用 | 14 |
| | 県有資産の有効活用 | 15 |
| | 他会計資金の活用 | 15 |
| | 受益者負担の見直し | 16 |
| | 【B 歳出抑制対策】 | 17 |
| | 人件費総額の抑制 | 17 |
| | 事務事業の見直し | 18 |
| | 特別会計繰出金の見直し | 18 |
| | 公債費負担の平準化 | 19 |
| | 将来的な財政負担の縮減 | 19 |
| 6 | 第3期財政再建推進プログラムに基づく財源対策実施後の財政見通し | 20 |
| 7 | 地方税財源の充実強化に向けた取組 | 26 |
| 8 | 第3期財政再建推進プログラムに掲げた目標の実現に向けて | 27 |
| 参考添付資料 | これまでの行財政改革の取組 | |
| " | 宮城県の財政状況 | |

1 第3期財政再建推進プログラムの役割

地方財政の現状は、歳入面では平成16年度において三位一体改革の名の下に、地方交付税とその振り替わりである臨時財政対策債が大幅に削減されたことに加え、歳出面では少子高齢化の進展等に伴い社会保障関係経費が増大しております。このため、本県のみならず全国規模で自治体財政の構造的な財源不足が解消されず、改善の目途が立たない状況が続いてきました。

このような状況を打破するため、本県はもちろん、全国知事会等においては、地方交付税の復元・増額や安定的な地方税収の確保などを柱とする地方税財源の充実強化を、国に対し力強く訴えてきました。平成22年度の地方財政対策では地方交付税の一部復元が実現したものの、安定的な財政運営が可能となる水準には至っておらず、自治体財政が大きく好転する要素は見出せない状況にあります。

本県では、平成11年の財政危機宣言以降、投資的経費の抑制や定員適正化計画に基づく職員数の削減などに積極的に取り組んできたほか、平成14年度以降は「財政再建推進プログラム」に基づき、さらに、平成18年度以降は「新・財政再建推進プログラム」に基づき、歳入確保対策及び歳出抑制対策を実施し、準用財政再建団体（平成21年度以降は財政再生団体）への転落を回避してきたところです。

一方、自治体財政の構造的な財源不足が解消されない状況にある中、平成21年度当初予算をベースとして機械的に算出した「中期的な財政見通し（平成21年3月公表）」においては、平成22年度から平成25年度までの4年間に、800億円から1,300億円もの巨額の財源不足が発生する見込みとなりました。このように本県は、財政再生団体への転落回避を県政運営の最優先課題として取り組まねばならない、厳しい財政状況に追い込まれたところです。

このため、今後見込まれる巨額の財源不足の解消を目的とした、新たな財政健全化のための計画の策定が必要となり、昨年4月以降全庁を挙げて検討を重ねてまいりました。

全国に先駆けて行財政改革に取り組んでいる本県では、従来にない新たな歳入確保対策・歳出抑制対策を見出すことは厳しい状況にありましたが、昨年12月には「主な見直し検討事業」を公表し、また、パブリックコメントを実施し、県民の皆様や市町村からいただいた御意見を十分に検討するとともに、県債の活用や公債費負担の平準化などあらゆる財源対策を吟味した上で、平成22年度当初予算の編成過程において議論を尽くしながら、今回財政健全化のための財源対策を取りまとめることができました。

この「第3期財政再建推進プログラム」は、財政再生団体への転落回避を目標としており、平成22年度から平成25年度までの4年間に取り組む歳入確保対策・歳出抑制対策の内容を明らかにし、今後の収支均衡予算編成へ向けた道筋を示すために策定したものです。本計画の実施により当面は財政再生団体への転落を回避できる見込みですが、現時点でも132億円の財源不足が平成25年度までに発生する見込みであり、依然として非常に厳しい財政状況が継続するものと見込まれます。

今後ともさらなる歳入の確保や歳出の抑制に努めていかねばなりません。自助努力も限界に近づきつつある本県においては、地方交付税の復元・増額や安定的な地方税の確保などによる地方税財源の充実強化について早期実現を図るため、今後とも引き続き国に対し力強く働きかけてまいりますので、県民の皆様のご理解・御協力をよろしくお願いいたします。

2 これまでの行財政改革の取組について

宮城県では、平成11年の財政危機宣言以降、全国に先駆けて平成11年度から平成13年度までに「歳出構造改革」などにより、事務事業の見直しをはじめ投資的経費の抑制や定員適正化計画に基づく職員数の削減などに取り組みました。その後も平成14年度以降は「財政再建推進プログラム」に基づき事務事業の見直しを継続したほか、人件費の抑制や内部管理費の削減など行政のスリム化などに取り組みだところです。さらに、平成18年度以降は「新・財政再建推進プログラム」を策定し、県債の活用や各種基金の活用などの歳入確保を図るとともに、定員管理計画に基づく総人件費の抑制をはじめ、事務事業の見直しや行政のスリム化などの歳出抑制対策を実施し、準用財政再建団体(平成21年度以降は財政再生団体)への転落を回避してきたところです。(詳細は参考添付資料「これまでの行財政改革の取組について」を御参照ください。)

～ これまでの取組の成果(平成11年度から平成21年度(見込額含)) ～

| | 財源捻出額 | 主な取組 |
|---------------------------------|---------|--|
| 歳出構造改革等 (平成11年度から13年度) | 515億円 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業見直し 199億円 ・人件費削減 142億円 ・投資的経費抑制 132億円 ・歳入の確保 42億円 |
| 財政再建推進プログラム (平成14年度から17年度) | 988億円 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政のスリム化 114億円 (人件費抑制、内部管理経費削減) ・事務事業の見直し 540億円 ・財政健全化債 189億円 ・歳入の確保 145億円 |
| 新・財政再建推進プログラム (平成18年度から21年度) | 2,997億円 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政のスリム化 451億円 (人件費抑制、内部管理経費削減) ・事務事業の見直し 684億円 ・公債費負担の平準化 416億円 ・県債の活用 734億円 ・基金の活用 353億円 |

～ 定員適正化計画及び定員管理計画の概要 ～ H21.4.1現在

| | 計画期間 | 計画削減数 | 実績削減数 |
|---------|--------------|----------|--------|
| 定員適正化計画 | 平成11年度から15年度 | 概ね 300人 | 478人 |
| 定員管理計画 | 平成18年度から22年度 | 概ね1,425人 | 1,297人 |

定員適正化計画は、知事部局のみ対象。

定員管理計画には、警察官の増員分を含まない。

定員管理計画の実績削減数は5か年計画の4か年分の実績を記載

中でも近年は、平成18年度に「事業総点検」を実施し、外部委員を含めたプロジェクトチームによる点検作業を踏まえ2,391事業を見直したほか、平成20年度には「事業棚卸し」を実施し、175事業を休廃止したところです。

～ 事業総点検及び事業棚卸しの概要 ～

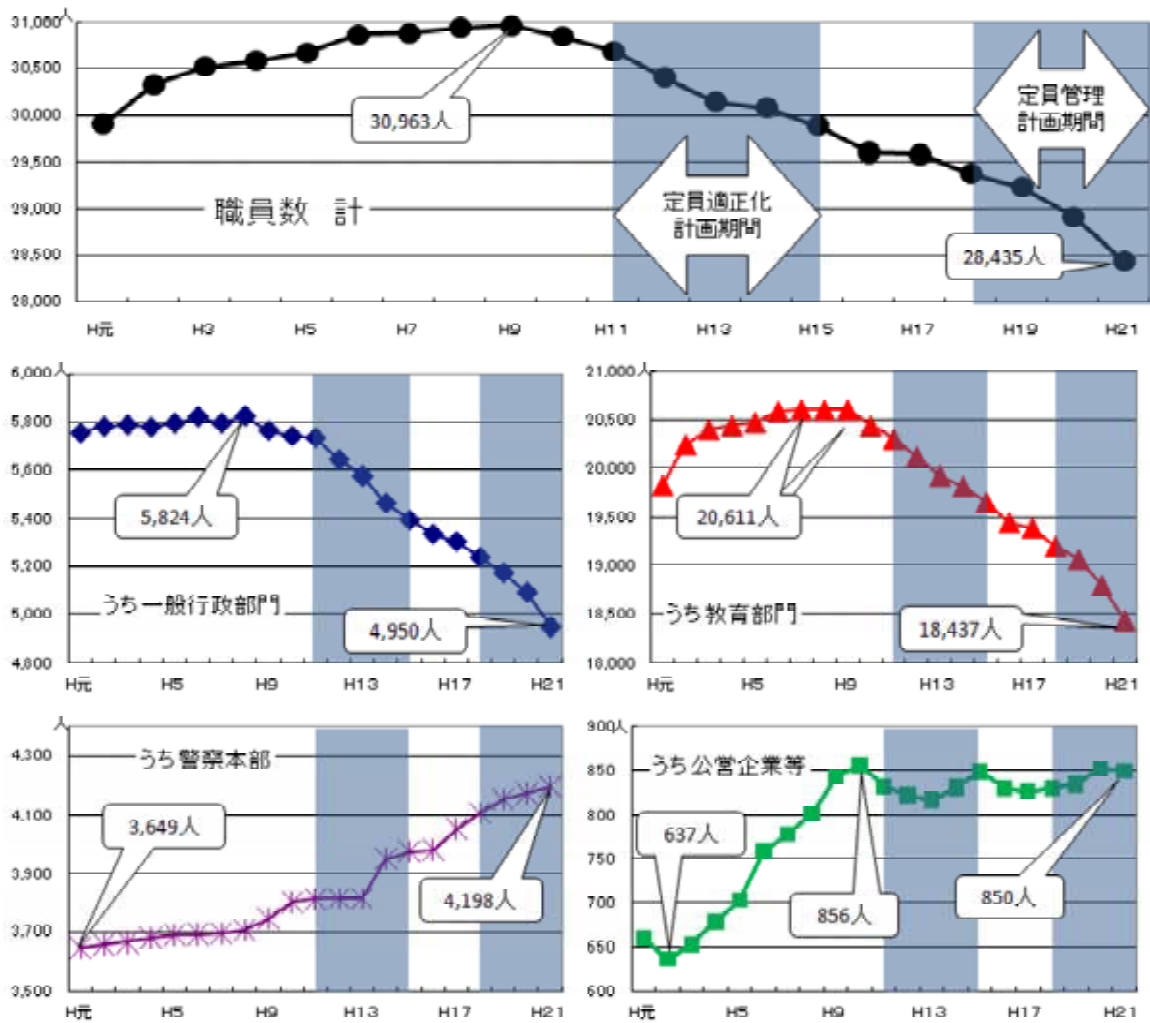
| | 実施年度 | 概 要 |
|-------|--------|---|
| 事業総点検 | 平成18年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・見直し事業数 2,391事業 ・うち廃止事業数 170事業 ・効果額 新・財政再建推進プログラムの平成19年度計画額と比較し82億円増加 (H19計画額460億円 542億円) ・外部委員を含めたプロジェクトチームによる点検作業も実施 |
| 事業棚卸し | 平成20年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の休廃止を前提として事業棚卸しを実施 ・休廃止事業数 175事業 効果額 5億円(うち一般財源3億円) ・縮小又は一部休廃止15億円(うち一般財源7億円) |

また、本県ではこれまでも準用財政再建団体(平成21年度以降は財政再生団体)への転落を回避するため、職員自らの給与削減をはじめ、教員や警察官など法令で定数の縛りがある中で、人員の削減に努め総人件費の抑制に努めてきました。

～ これまでの主な総人件費抑制の概要 ～

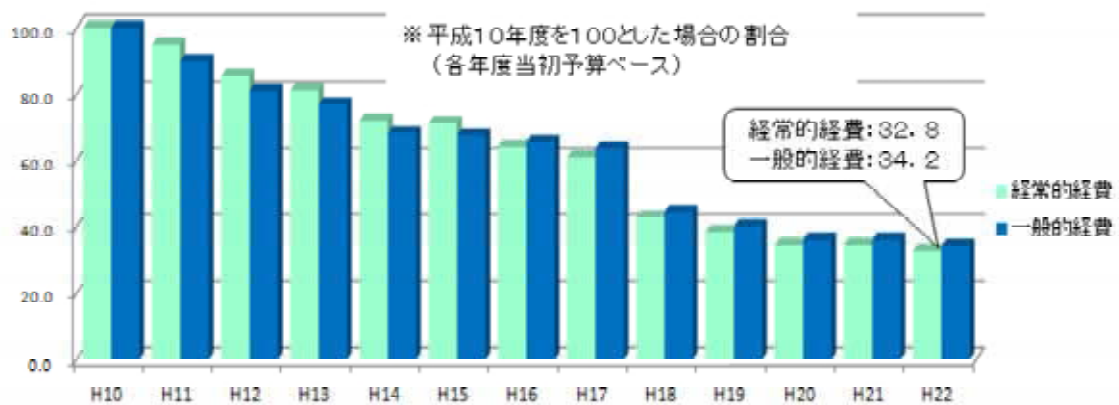
| | 概 要 |
|--------|---|
| 給与削減 | <ul style="list-style-type: none"> ・効果額 399億円(うち一般財源335億円) (平成11年度から22年度までの削減効果額の合計) |
| 職員数の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ・効果額 272億円(うち一般財源222億円) (定員適正化計画及び定員管理計画の実施に伴う効果額) |
| 給与構造改革 | <ul style="list-style-type: none"> ・効果額 188億円(うち一般財源158億円) |

参考 宮城県職員数の推移



警察官の増員を含む。

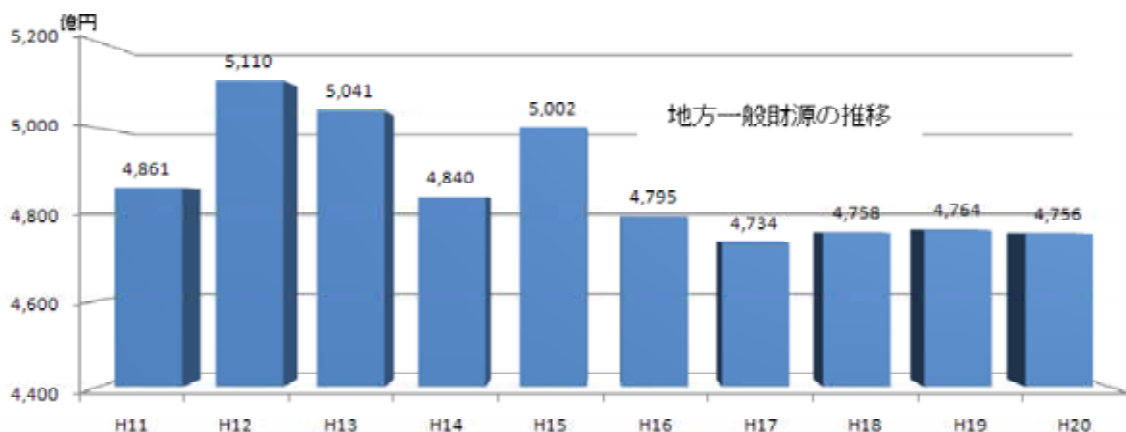
参考 経常的経費と一般的経費の当初予算額の推移



3 宮城県の財政状況について

平成16年度に行われた三位一体改革以降、歳入面では、地方交付税とその振り替わりである臨時財政対策債が大幅に削減され、その後も地方一般財源が抑制基調にあることに加え、歳出面では少子高齢化の進展等に伴い社会保障関係経費が増大していることなどから、宮城県のみならず全国規模で自治体財政の構造的な財源不足（歳入・歳出ギャップ）が解消されず、改善の目処が立たない状況が続いております。

参考 地方一般財源と社会保障関係経費の推移



平成15から18年度は所得譲与税控除後、19年度以降は交付税算定ベースの税源移譲額控除後の額

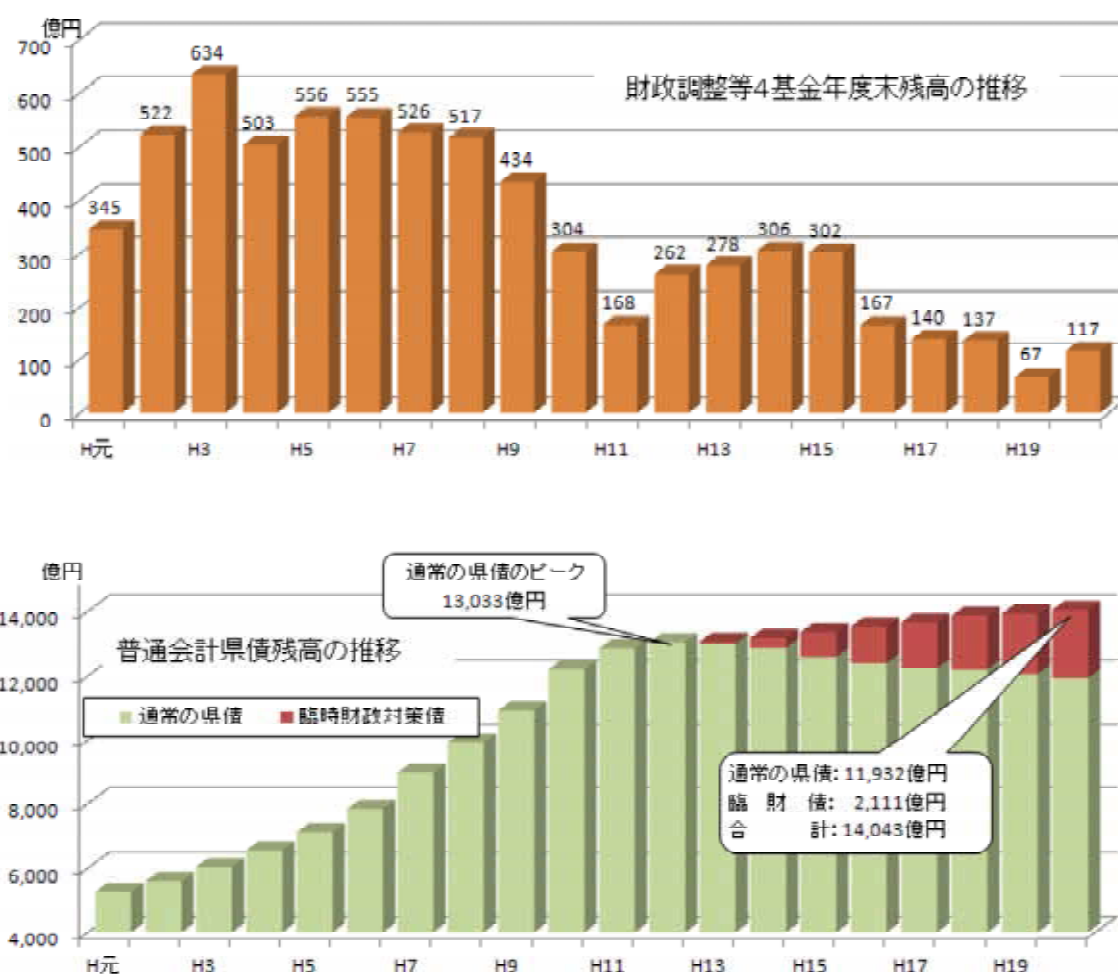


介護保険負担金（現制度運営事業）、老人医療給付負担金（現後期高齢者医療給付費負担金）、国保財政健全化対策費の合算額

また、本県では、可能な限り財政調整等4基金の活用を図ってきた結果、財政調整等4基金は大きく減少している状況にあります。

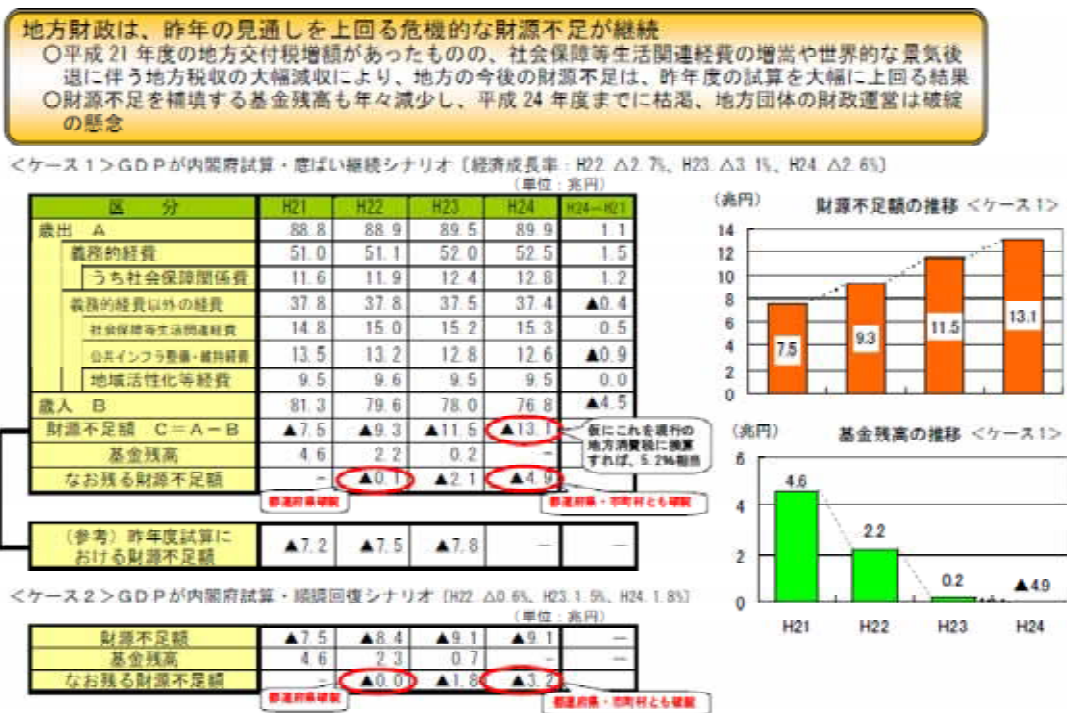
一方、県債残高については、これまで将来の財政負担の縮減の観点から、公共事業キャップ制の継続などに取り組んできた結果、通常の県債については残高を減少させております。しかしながら、地方交付税の振り替わりである臨時財政対策債の残高は急激に上昇しています。

参考 財政調整等4基金及び県債残高の推移



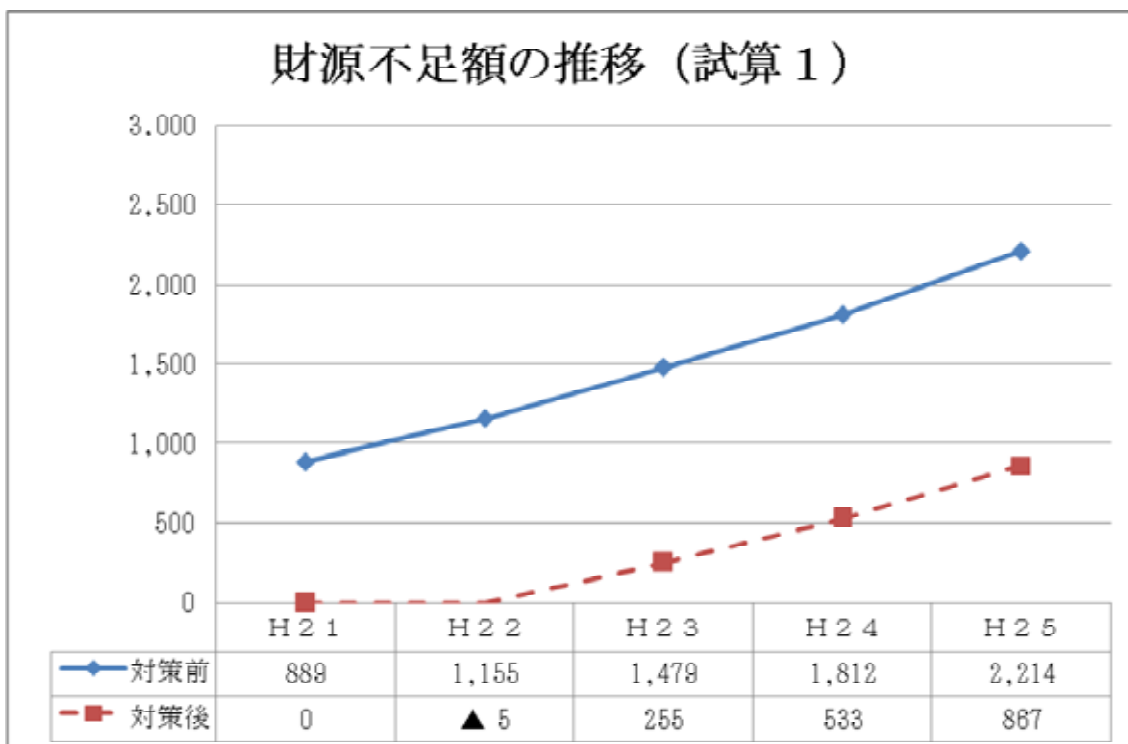
三位一体改革以降、自治体財政において構造的に財源不足が発生している状況を打破するため、本県をはじめ全国知事会等においては、地方税財源の充実強化について、国に対し力強く訴えているところでありますが、平成22年度地方財政対策において地方交付税の復元が一部実現したものの、安定的な財政運営が可能となる水準には至っておらず、地方財政が大きく好転する要素は見出せない状況にあります。

参考 地方財政の将来推計（全国知事会作成（H21.7））

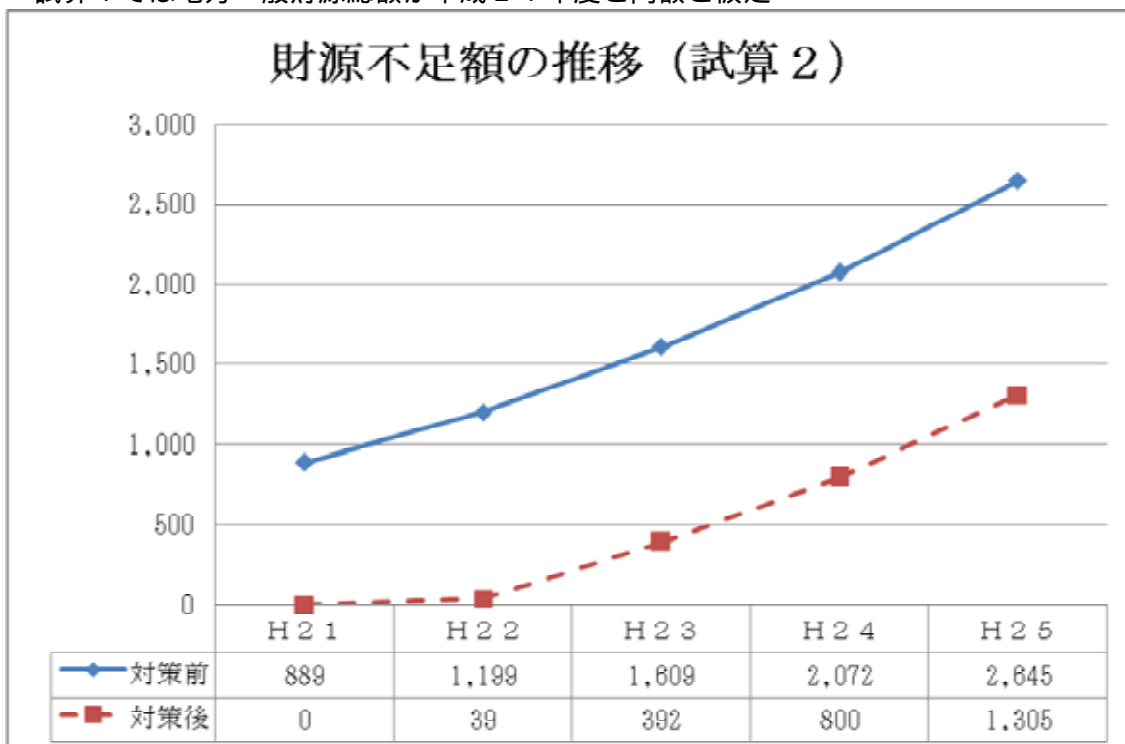


本県においても、構造的な財源不足の発生が確実に見込まれる中、昨年3月に公表した平成21年度当初予算をベースとして機械的に算出した「中期的な財政見通し」においては、平成25年度までに、約800億円から1,300億円もの巨額の財源不足が発生する見込みとなりました。このため、財政再生団体への転落回避を県政運営上最優先課題として取り組まねばならない、かつてない厳しい財政状況に追い込まれたところです。（詳細は参考添付資料「宮城県の財政状況について」を御参照下さい。）

参考 中期的な財政見通しにおける財源不足額の推移



試算 1 では地方一般財源総額が平成 2 1 年度と同額と仮定



試算 2 では地方一般財源総額が毎年 0 . 8 % ずつ逓減するものと仮定

4 第3期財政再建推進プログラムの目標について

計画期間

平成22年度から平成25年度

平成22年度から平成25年度までの4年間で「第3期財政再建推進プログラム」の計画期間とし、財政再生団体への転落を回避することはもとより、今後とも持続可能な財政運営を図れるよう、歳入確保対策・歳出抑制対策に取り組めます。

目 標

財政再生団体への転落回避

計画期間における財政再生団体への転落を回避するため、特例的な地方債の活用や財政調整等4基金の活用をはじめ、県有資産の有効活用などの歳入確保対策、人件費総額の抑制や公債費負担の平準化をはじめ、公共事業キャップ制の継続などの歳出抑制対策を実施していきます。

また、本県ではこれまでも総人件費の抑制はもとより事業総点検や事業棚卸しの実施などによる事務事業の見直しなどの歳出抑制対策を実施してきましたが、県民生活を支える行政サービス水準を守りながら、今後とも将来的に歳入と歳出のギャップを解消するため、さらなる行政のスリム化・コスト縮減の推進を図り、歳入に見合った歳出構造の構築に努めてまいります。

さらに、本プログラムにおいて実施する、特例的な県債の活用や公債費の平準化により将来的に義務的経費である公債費の増大を招くおそれがあることから、将来の財政負担の縮減を図るとともに、プライマリーバランス(公債費 - 県債収入ベース)の黒字(臨時財政対策債分を除く。)を継続するため、公共事業キャップ制の継続などに取り組んでまいります。

財政再生団体へ転落した場合に想定される事態について

(1) 財政再生団体とは

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」）により、標準財政規模（地方税、地方交付税、地方譲与税等の合算額）に対する健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4比率）の割合が財政再生基準を超えた場合（本県の場合、実質赤字が約230億円を超えると財政再生団体に転落）には、財政再生計画を策定しなければなりません。その際、県議会の議決を経た上で総務大臣に協議しその同意を求めることとなりますが、同意を得られなかった場合には、災害復旧事業債を除き地方債の発行ができなくなります。

地方債の発行ができなくなれば、事実上行財政運営が不可能となるため、国の同意を得られるよう徹底した歳入確保・歳出抑制対策を盛り込んだ財政再生計画を策定・実施して行かなくてはなりません。

(2) 具体的な影響

財政再生団体に転落した場合、財政再生計画に盛り込むことが想定される対策は、歳入面では、一律に県民税均等割の超過課税や大幅な使・手数料の引き上げなど、歳出面では、給与・定数削減、補助金の廃止・縮小、普通建設事業の廃止・縮小などが考えられます。その場合、県単独の各種医療費助成、公共投資をはじめとする県の独自施策の実施が困難となり、県民ニーズの県政へのきめ細かな反映が著しく困難な状況に陥ることから、県民生活に大きな影響が出ることは避けられません。財政再生団体への転落は、地方自治の放棄にも等しい事態であるといえます。

なお、現在財政再建を図っている北海道夕張市の財政再建計画書（財政健全化法施行前の自治体財政再建スキームによる再建計画）の主な内容は以下のとおりとなっており、住民負担の増大と住民サービスの大幅な低下を免れない状況となっております。

～ 北海道夕張市の財政再建計画書（H19.3）の主な対策 ～

| 歳入確保対策 | | 歳出抑制対策 | |
|------------|-----------------|--------|-----------------------|
| 市民税（個人均等割） | 3,000円 3,500円 | 職員数 | 4年間で166人減 |
| 固定資産税 | 1.4% 1.45% | 単独事業 | 原則実施しない |
| 軽自動車税 | 現行税率の1.5倍 | 各種補助金 | 8割程度削減 |
| 施設使用料 | 50%引き上げ | 投資的経費 | 災害復旧事業等真に必要な事業以外実施しない |
| ごみ処理手数料 | 新設（家庭系混合ゴミ2円/㌔） | 施設の統廃合 | 中学校統合 （4校 1校） |

参 考

～ 宮城県が過去に準用財政再建団体に転落した時の概要 ～

| 財政再建計画期間 | 昭和31年度～昭和39年度 |
|-----------|---|
| 赤字の原因 | <ul style="list-style-type: none"> ・類似府県に比べ職員数が多いことによる給与費の増嵩 ・公共事業費等充当起債や国直轄事業負担金充当交付公債の元利償還金の累増 ・単独の投資的経費、物件費などの抑制の不十分 ・県税収入等の自主財源が乏しいことによる財政の硬直化 |
| 財政再建計画の概要 | <p>【歳入確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税徴収率の改善 (S30:90.2% S32:93.3%) ・高等学校授業料の引き上げ (S30:550円 S31:600円 S32:650円) <p>【歳出抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員数の削減（一般職員 350人） ・物件費の縮減（S31: 17% S32: 4%） ・単独普通建設事業費の縮減（S29 S31 46%） |

5 財政健全化のための具体的取組について

全国に先駆けて行財政改革に取り組み、継続してきた本県においては、新たな歳入確保対策・歳出抑制対策を追加することは困難でありましたが、昨年12月には主な見直し検討事業の公表・パブリックコメントの実施により、県民の皆様や市町村からの御意見を十分に検討するとともに、県債の活用や公債費負担の平準化などのその他の財源対策も含め、平成22年度当初予算の編成過程において議論を尽くしながら、今回財政健全化に向けた財源対策を取りまとめたところです。

今回取りまとめた財源対策については、県債の活用や各種基金の活用などの歳入確保対策で824億円程度、人件費総額の抑制や公債費負担の平準化などの歳出抑制対策で512億円程度、合わせて財政健全化に向けた財源対策は1,336億円程度と見込んでいます。

～ 財政健全化に向けた財源対策の概要 ～

| A 歳入確保対策 | | B 歳出抑制対策 | |
|---------------------------------|-------|-------------|-------|
| 計 824億円程度 | | 計 512億円程度 | |
| 県債の活用 | 536億円 | 人件費総額の抑制 | 109億円 |
| 各種基金の活用 | 225億円 | 事務事業の見直し | 78億円 |
| 県有資産の有効活用 | 48億円 | 特別会計繰出金の見直し | 157億円 |
| 他会計資金の活用 | 13億円 | 公債費負担の平準化 | 50億円 |
| 受益者負担の見直し | 2億円 | 将来的な財政負担の縮減 | 118億円 |
| 財政健全化に向けた財源対策合計(A+B): 1,336億円程度 | | | |

【 A 歳入確保対策】

歳入確保対策 県債の活用 536億円程度

将来的に義務的経費である公債費の増大を招く県債発行の拡大は、できるだけ回避すべきではありますが、現在直面する危機的な財政状況に対処するため、本プログラムの計画期間においては特例的な地方債である「退職手当債」及び「行政改革推進債」の発行により、財源不足の解消を図っていきます。

具体的な対策

| | |
|------------|---------|
| 退職手当債の発行 | 355億円程度 |
| 行政改革推進債の発行 | 145億円程度 |

歳入確保対策 各種基金の活用 225億円程度

これまでも財源不足を解消するため可能な限り各種基金を活用してきましたが、危機的な財政状況を踏まえ、現在各種基金に積み立てられている資金について、県の判断により取り崩すことが可能な基金については、可能な限り活用していきます。

なお、財政調整等4基金については、今後見込まれる財源不足を解消するため、平成20年度決算剰余金の積立など平成21年度において可能な限り積み増しすることにより、今後4年間で193億円が活用出来る見込みですが、平成25年度には枯渇する見込みとなっております。

具体的な対策

| | |
|-----------|---------|
| 財政調整等4基金 | 193億円程度 |
| その他特定目的基金 | 32億円程度 |

歳入確保対策 県有資産の有効活用 48億円程度

県有資産の有効活用を図るため、県有資産のうち未利用財産については、売却・貸付を進めます。

これまでも県有資産については可能な限りの売却等を行ってまいりましたが、危機的な財政状況も踏まえ、残り少ない未利用財産について売却していきます。

また、知事公館の貸付など県有資産の貸付も継続していくとともに、ネーミングライツの導入促進など広告収入等の確保に努めていきます。

具体的な対策

保有株式の売却 20億円程度

県有未利用財産の売却等 16億円程度
(検討：運転免許試験場跡地、県庁第三分庁舎 など)

広告収入等の確保 7億円程度
(ネーミングライツの導入促進、運転免許センターにおける広告掲載 など)

歳入確保対策 他会計資金の活用 13億円程度

特別会計内の資金について、当該会計の収支状況に配慮しつつ有効活用を図ります。

具体的な対策

地域整備事業会計資金の活用 9億円程度

その他特別会計資金の活用 4億円程度

歳入確保対策 受益者負担の見直し 2億円程度

受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料については、これまで基本的に3年ごとに見直しを実施していますが、今後ともサービスコストに見合った料金となるよう継続的に見直しを実施します。

具体的な対策

使用料・手数料の見直し 2億円程度

【 B 歳出抑制対策】

歳出抑制対策 人件費総額の抑制 109億円程度

厳しい財政状況を踏まえ、歳入確保対策の実施や事務事業見直しなどの歳出抑制対策と同時に、人件費総額の抑制も図っていかねばなりません。

このため、平成18年度から平成22年度までを期間とする現行の「定員管理計画」に基づき、平成22年度も着実に職員数の削減を図るとともに、平成22年度においては最後の財源捻出手段と位置付けてきた独自給料削減を実施することなどにより、人件費総額を抑制してまいります。

なお、次期定員管理計画（計画期間：平成23年度から平成27年度）については策定後において、本プログラムのローリングの際にその削減効果額を反映させる予定です。

具体的な対策

職員総数の削減による人件費の抑制 47億円程度
（現行定員管理計画（H18～H22）のH22分）

独自給料削減による人件費の抑制 61億円程度
（H22のみ実施、削減率：3.8%）

歳出抑制対策 事務事業の見直し 78億円程度

平成11年の財政危機宣言以降、継続して行財政改革に取り組んできた本県においては、更なる歳出の見直しが困難な状況でありましたが、昨年4月以降全庁を挙げて検討してきた結果、12月に公表した73件の主な見直し検討事業を中心に、県民の皆様や市町村からの御意見を十分に踏まえながら、改めて事業の必要性等を精査の上、対策を取りまとめたところです。

具体的な対策

| | |
|------------------|--------|
| 見直し検討事業の精査による縮減額 | 61億円程度 |
|------------------|--------|

| | |
|-------------------|--------|
| その他事務事業の見直しによる縮減額 | 17億円程度 |
|-------------------|--------|

歳出抑制対策 特別会計繰出金の見直し 157億円程度

特別会計においても、資本費平準化債の活用や借換債の活用による公債費負担の平準化を行うことなどにより、一般会計からの繰出金の抑制を図るよう見直します。

具体的な対策

| | |
|---------------------|--------|
| 資本費平準化債の活用による繰出金の抑制 | 97億円程度 |
|---------------------|--------|

| | |
|-----------------|--------|
| 借換債の活用による繰出金の抑制 | 48億円程度 |
|-----------------|--------|

歳出抑制対策 公債費負担の平準化 50億円程度

義務的経費である公債費の増嵩が巨額の財源不足発生の要因の一つでもあることから、後年度の公債費の水準も考慮しながら対策を講ずることにより、公債費負担の平準化に努めていきます。

また、前ページの歳出抑制対策「特別会計繰出金の見直し」において具体的な対策として掲げた資本費平準化債の活用や借換債の活用による繰出金の抑制も実質的には公債費負担の平準化であり、これらを合わせると本プログラムにおける公債費負担の平準化の規模は195億円となるところです。

具体的な対策

道路事業（民間資金分）の償還年限の延長 50億円程度

歳出抑制対策 将来的な財政負担の縮減 118億円程度

危機的な財政状況を踏まえ、財源確保のための県債の発行や、公債費負担の平準化を進めることに伴い、将来の公債費負担が増大し、財政の硬直化を招くおそれがあります。

このため、公共事業キャップ制を継続して実施することにより、出来る限り県債の新規発行総額を抑制し、県債残高が累増しない財政運営を図っていきます。

具体的な対策

公共事業キャップ制の継続 118億円程度

6 第3期財政再建推進プログラムに基づく財源対策実施後の財政見通し

必死の自助努力により、巨額の財源不足を解消すべく全庁挙げて財源対策を取りまとめましたが、これら財源対策を着実に実施したとしても、平成25年度までになお約130億円の財源不足が発生する見込みです。

このため、今後とも追加財源対策（歳入面では県有未利用財産のさらなる売却、歳出面では次期定員管理計画に基づく職員削減による人件費抑制額の反映など）について検討していく一方で、これら自助努力だけでは構造的な財源不足の解消は困難なことから、地方税財源の充実強化について今後とも国に対し強力に働きかけていきます。

H22～H25までの4か年の財政見通し（単位：億円）

| | | H22 | H23 | H24 | H25 | 4か年合計 |
|---------------|-----------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 対策前財源不足見込額(イ) | | 329 | 316 | 381 | 442 | 1,468 |
| 歳入確保 | 県債の活用 | 123 | 120 | 147 | 146 | 536 |
| | 各種基金の活用 | 10 | 7 | 4 | 11 | 32 |
| | 県有資産の有効活用 | 29 | 6 | 6 | 7 | 48 |
| | 他会計資金の活用 | 1 | 3 | | 9 | 13 |
| | 受益者負担の見直し | | 1 | | 1 | 2 |
| | 小計 | 163 | 137 | 157 | 174 | 631 |
| 歳出抑制 | 人件費総額の抑制 | 74 | 12 | 11 | 12 | 109 |
| | 事務事業の見直し | 16 | 22 | 19 | 21 | 78 |
| | 特会繰出金の見直し | 44 | 43 | 36 | 34 | 157 |
| | 公債費負担の平準化 | 3 | 6 | 15 | 26 | 50 |
| | 財政負担の縮減 | 29 | 29 | 30 | 30 | 118 |
| 小計 | 166 | 112 | 111 | 123 | 512 | |
| 効果額 | | 329 | 249 | 268 | 297 | 1,143 |
| 対策後財源不足額 | | 0 | 67 | 113 | 145 | |

| | | | | |
|-------------|---|----|-----|-----|
| 財政調整等4基金取崩額 | 0 | 67 | 113 | 13 |
| 最終財源不足額 | 0 | 0 | 0 | 132 |

| | | | | |
|---------------|-----|-----|----|---|
| 財政調整等4基金年度末残高 | 193 | 126 | 13 | 0 |
|---------------|-----|-----|----|---|

上記財源不足見込額（上記イ）の算出に当たっては、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税について平成23年度以降も平成22年度地方財政対策において措置された「地域活性化・雇用等臨時特例費」と同規模の措置が継続されるとして算出しています。

また、上記財政見通しにおいては財源対策とは別に、本来地方交付税の振り替わりである臨時財政対策債について、平成22年度当初予算において812億円発行し、平成23年度以降も同規模で発行することを前提としています。

【中期的な財政見通しの推計方法】

平成22年度当初予算をベースに、下記の方法により推計しました。

推計の前提条件

- ・名目経済成長率を平成23年度 0.8%、平成24年度 1.0%、平成25年度 1.1%と仮定。
財務省「平成22年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」では、平成23年度 1.7%、平成24年度 2.0%、平成25年度 2.2%とされている。
- ・地方一般財源総額（県税、地方交付税、臨時財政対策債等）から県税交付金（歳出）を差し引いた額が、平成22年度当初予算計上額と同額になると仮定。

歳入

| | |
|-------------------------|---|
| 県税 地方消費税清算金 地方譲与税 | ・ 名目経済成長率に弾性値1.1を乗じて推計 |
| 地方特例交付金等 交通安全対策特別交付金 | ・ 平成22年度当初予算計上額と同額として推計 |
| 地方交付税 | ・ 地方一般財源総額から県税交付金を差し引いた額が、平成22年度当初予算計上額と同額になると仮定して推計 |
| 国庫支出金 | ・ 平成22年度当初予算計上額をベースに、主な事業に係る国庫支出金収入の増減見込額を積み上げて推計 |
| 県債 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度当初予算計上額をベースに、主な事業に係る県債収入の増減見込額を積み上げて推計 ・ 現行制度における充当率を前提として推計 ・ 臨時財政対策債は、地方交付税と同様に推計 |
| その他の歳入 | ・ 平成22年度当初予算計上額をベースに、主な事業に係る各歳入の増減見込額を積み上げて推計 |

歳出

| | |
|--------------------|--|
| 人件費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員給与等については、平成22年度当初予算計上額をベースに、職員数増減、新陳代謝などによる影響額を加味して推計 ・ 退職手当は積み上げにより推計 |
| 扶助費 | ・ 平成22年度当初予算計上額をベースに、主な事業の増減見込額を積み上げて推計 |
| 公債費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 既発債の元利償還額は、積み上げにより推計 ・ 新発債の元利償還額は、県債収入の推計値を前提として推計 |
| 普通建設事業費 災害復旧事業費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度当初予算計上額をベースに、主な事業の増減見込額を積み上げて推計 ・ 公共事業費は、平成22年度当初予算計上額をベースに、国直轄事業維持管理負担金の全廃等を加味して推計 |
| その他の歳出 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助費等のうち県税交付金等は、県税収入の推計値を前提として推計 ・ 平成22年度当初予算計上額をベースに、主な事業の増減見込額を積み上げて推計 |

【第3期財政再建推進プログラムによる歳入確保・歳出抑制対策を講ずる前】

中期的な財政見通し

■歳入 (単位: 億円)

| | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 県税 | 2,101 | 2,128 | 2,135 | 2,138 |
| 地方消費税清算金 | 434 | 438 | 443 | 448 |
| 地方譲与税 | 263 | 266 | 269 | 272 |
| 地方特例交付金等 | 34 | 34 | 34 | 34 |
| 地方交付税 | 1,730 | 1,722 | 1,712 | 1,700 |
| 国庫支出金 | 885 | 886 | 880 | 885 |
| 県債 | 1,266 | 1,266 | 1,256 | 1,243 |
| 交通安全対策特別交付金 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 分担金及び負担金 | 145 | 58 | 54 | 52 |
| 使用料及び手数料 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 財産収入 | 15 | 14 | 14 | 14 |
| 寄附金 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 繰入金 | 263 | 175 | 73 | 79 |
| 諸収入 | 1,126 | 1,070 | 947 | 861 |
| 合計(A) | 8,368 | 8,163 | 7,923 | 7,832 |

■歳出 (単位: 億円)

| | H22 | H23 | H24 | H25 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 人件費 | 2,753 | 2,753 | 2,769 | 2,779 |
| 物件費 | 304 | 290 | 287 | 286 |
| 維持補修費 | 26 | 25 | 25 | 25 |
| 扶助費 | 286 | 298 | 310 | 324 |
| 貸付金 | 1,038 | 985 | 861 | 772 |
| 積立金 | 49 | 49 | 29 | 15 |
| 出資金 | 21 | 19 | 17 | 15 |
| 補助費等 | 1,881 | 1,845 | 1,834 | 1,862 |
| 普通建設事業費 | 1,185 | 1,078 | 1,053 | 1,057 |
| 補助 | 341 | 336 | 335 | 342 |
| 単独 | 498 | 513 | 493 | 498 |
| 直轄・受託 | 346 | 229 | 224 | 217 |
| 災害復旧事業費 | 44 | 26 | 17 | 17 |
| 公債費 | 968 | 984 | 986 | 1,024 |
| 繰出金 | 137 | 122 | 111 | 93 |
| 予備費 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 合計(B) | 8,697 | 8,479 | 8,304 | 8,274 |

■歳入－歳出 (単位: 億円)

| | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 対策前財源不足額(C=A-B) | ▲ 329 | ▲ 316 | ▲ 381 | ▲ 442 |

| | |
|------------|---------|
| 健全化団体転落ライン | 約▲176億円 |
| 再生団体転落ライン | 約▲234億円 |

【第3期財政再建推進プログラムによる歳入確保・歳出抑制対策を講じた後】

中期的な財政見通し

■歳入 (単位: 億円)

| | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 県税 | 2,101 | 2,128 | 2,135 | 2,138 |
| 地方消費税清算金 | 434 | 438 | 443 | 448 |
| 地方譲与税 | 263 | 266 | 269 | 272 |
| 地方特例交付金等 | 34 | 34 | 34 | 34 |
| 地方交付税 | 1,730 | 1,722 | 1,712 | 1,700 |
| 国庫支出金 | 818 | 821 | 818 | 822 |
| 県債 | 1,315 | 1,306 | 1,339 | 1,303 |
| 交通安全対策特別交付金 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 分担金及び負担金 | 139 | 52 | 48 | 46 |
| 使用料及び手数料 | 99 | 100 | 100 | 100 |
| 財産収入 | 39 | 18 | 18 | 18 |
| 寄附金 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 繰入金 | 287 | 187 | 76 | 99 |
| 諸収入 | 1,131 | 1,072 | 949 | 865 |
| 合計(A) | 8,396 | 8,150 | 7,947 | 7,851 |

■歳出 (単位: 億円)

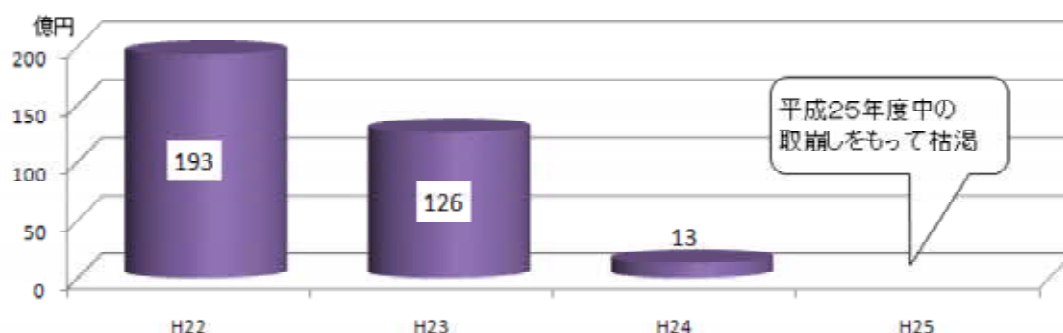
| | H22 | H23 | H24 | H25 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 人件費 | 2,677 | 2,739 | 2,755 | 2,765 |
| 物件費 | 294 | 284 | 276 | 275 |
| 維持補修費 | 25 | 24 | 24 | 24 |
| 扶助費 | 286 | 298 | 310 | 324 |
| 貸付金 | 1,036 | 982 | 858 | 769 |
| 積立金 | 49 | 49 | 29 | 15 |
| 出資金 | 19 | 17 | 15 | 13 |
| 補助費等 | 1,877 | 1,840 | 1,827 | 1,853 |
| 普通建設事業費 | 1,026 | 894 | 895 | 874 |
| 補助 | 245 | 249 | 256 | 261 |
| 単独 | 492 | 474 | 472 | 454 |
| 直轄・受託 | 288 | 171 | 167 | 159 |
| 災害復旧事業費 | 44 | 26 | 17 | 17 |
| 公債費 | 965 | 979 | 971 | 998 |
| 繰出金 | 93 | 80 | 78 | 64 |
| 予備費 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 合計(B) | 8,396 | 8,217 | 8,060 | 7,996 |

■歳入 - 歳出 (単位: 億円)

| | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-----------------|-----|-----|------|------|
| 対策後財源不足額(C=A-B) | 0 | ▲67 | ▲113 | ▲145 |
| 財政調整等4基金取崩額(D) | 0 | 67 | 113 | 13 |
| 最終財源不足額(C+D) | 0 | 0 | 0 | ▲132 |
| 財政調整等4基金年度末残高 | 193 | 126 | 13 | 0 |

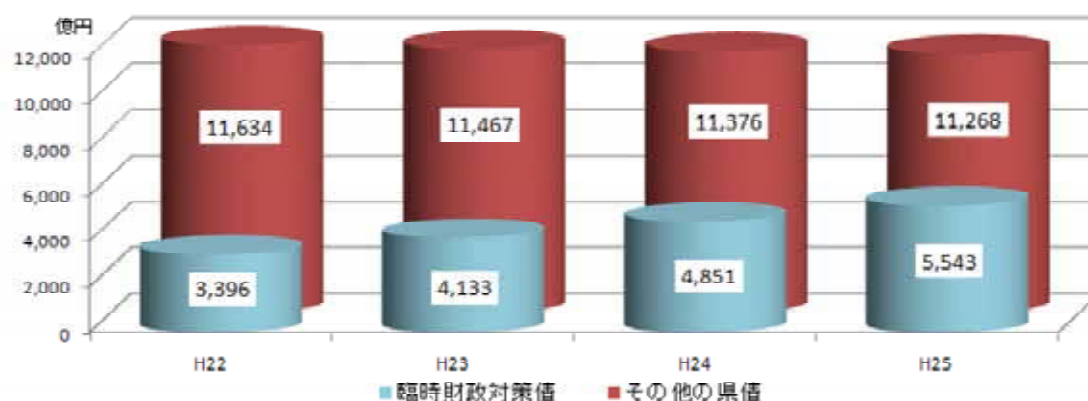
本プログラムに基づく財源対策を実施した後の財政調整等4基金残高は枯渇する見込みであることから、計画期間内であっても不測の事態に備えるため、財政調整等4基金への積み増しをできる限り行っていかねばならない状況にあります。

参考 財政調整等4基金残高の推移

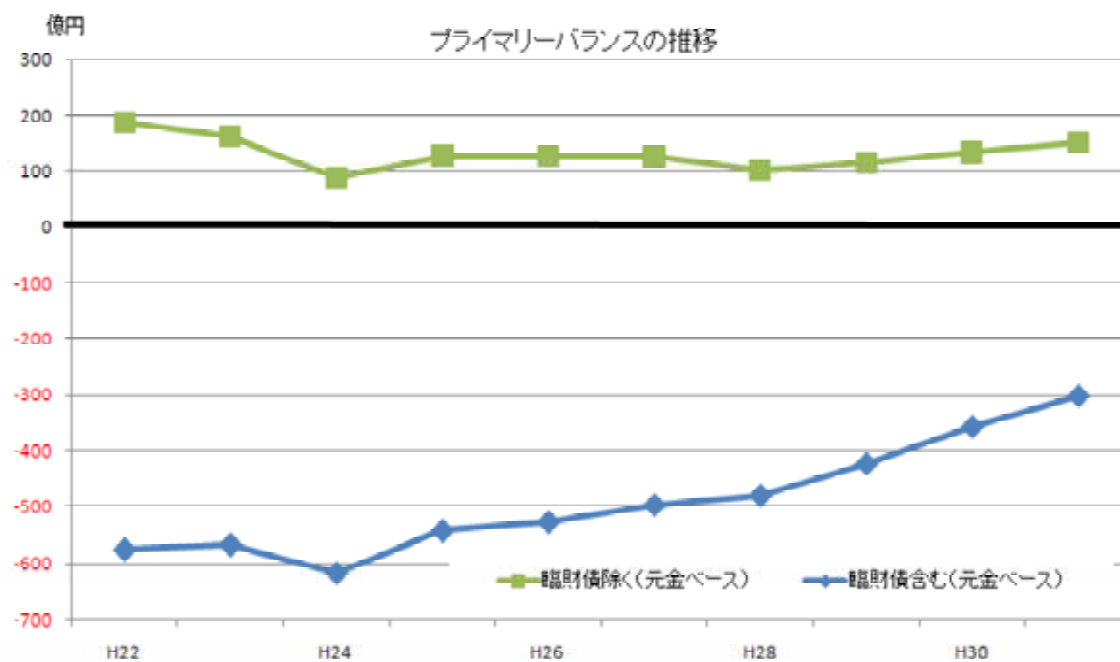
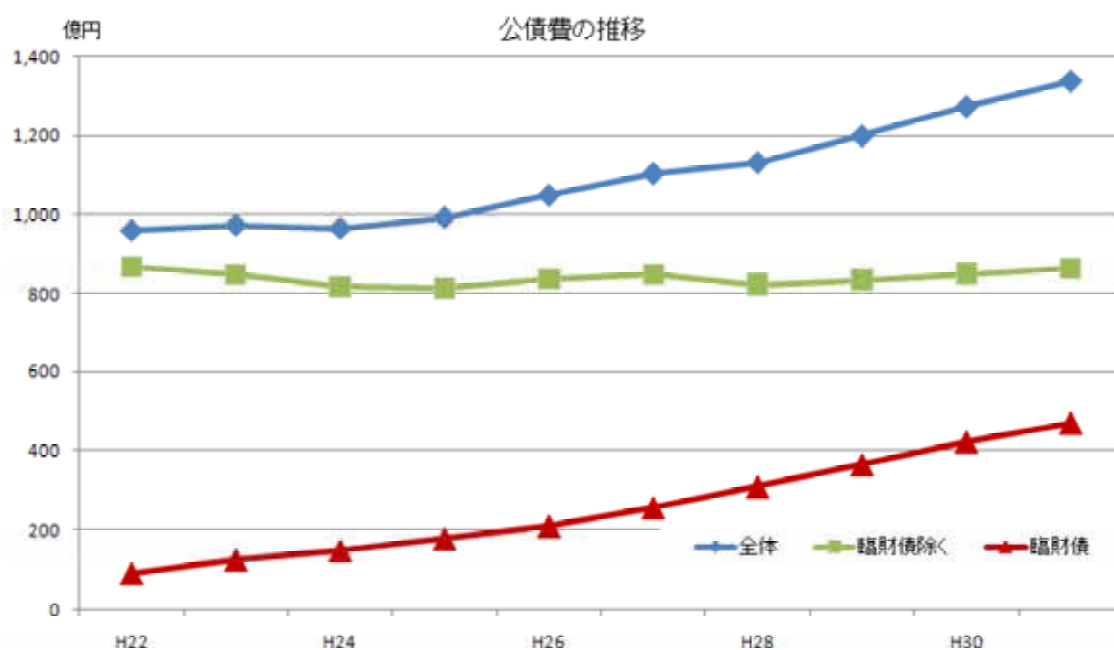


一方、県債残高については、将来の財政負担の縮減の観点から、公共事業キャップ制の継続などに取り組んできた結果、通常の県債については、残高も減少し、プライマリーバランス（公債費 - 県債収入ベース）も黒字を継続しているところです。しかしながら、地方交付税の振り替わりである臨時財政対策債の残高は急激に上昇するとともに、臨時財政対策債を加えたプライマリーバランスは大きく赤字となっているところです。

参考 県債残高の推移



参考 公債費及びプライマリーバランスの推移



平成26年度以降の県債発行額は、平成25年度と同額として試算している。

7 地方税財源の充実強化に向けた取組

以下の主張を中心に、今後とも全国知事会等地方六団体と連携して、国に対し強力に働きかけてまいります。

偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の充実

地域間の財政力格差に留意し、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築を図るべきであり、今後確実に増嵩が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察、消防といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に供給していくためには、税収が安定的な税の確保が必要であり、そのための議論を深め、是非とも早期に実現すべきである。

地域間の財政力格差を是正する地方交付税の財源調整機能・財源保障機能の充実

偏在性の少ない地方税体系を実現したとしても、地域間の財政力格差を解消することはできないことから、現行の地方財政制度を前提とすると地方交付税の役割は一層重要なものになる。

平成22年度地方財政対策においてその一部復元が実現したものの、平成16年度の三位一体改革による不合理な削減により、大幅に減少した地方交付税の財源調整機能、財源保障機能の復元・増額を図り、地方団体が地域のニーズに適切に応えられるよう、地方財政計画に地方の財政需要を実質的かつ的確に積み上げるとともに、それに対応した地方交付税総額を確保すべきである。

また、恒常的な財源不足にもかかわらず、その財源不足の補てんとして臨時財政対策債の発行額が増大傾向にあることなどから、地方交付税法に則り本来発生する地方の財源不足を解消するため、長年据え置かれてきた地方交付税の法定率を引き上げるべきである。

8 第3期財政再建推進プログラムに掲げた目標の実現に向けて

危機的な財政状況に直面している本県財政の破綻を回避し、持続可能な財政運営を行っていくためには、最低限本プログラムに掲載した財源対策を着実に実施していかねばなりません。

しかしながら、現時点では財源不足を全て解消するに至らなかったため、今後も引き続き財源確保に向けた取組を継続し、本プログラムについても毎年度の予算編成に際し適宜見直しを図ることなどにより、実効性を確保してまいります。

今後とも、財政状況に関する情報を県民の皆様明らかにしていくとともに、本プログラム及び今後検討予定の追加財源対策による財政健全化に向けた取組について、是非とも御理解・御協力をいただけるよう努めてまいります。